第九十一条の百二十七第一項	（略）
法第二十三条の二十五第一項	法第二十三条の三十七第一項
同条第十一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
（略）	（略）
法第二十三条の三十一第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
法第二十三条の三十二の二第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項
（略）	（略）

（店舗販売業の許可の申請）

第九十二条　法第二十六条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十四号（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、別記様式第三十五号）によるものとする。

2～4　（略）

5　法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、第一号に掲げる書類）とする。

一　（略）

（削る）

二　申請者が自らその店舗販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し又は第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類、店舗管理者（法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類

三　（略）

6　（略）

（配置販売業の許可の申請）

第九十三条　法第三十条第二項の申請書の様式は、別記様式第三十六号によるものとする。

2　法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　配置しようとする区域

二　区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）の種別及び住所

三　区域管理者以外の薬剤師又は登録販売業者であって薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別

四　相談に応ずる電話番号その他の連絡先

五　配置員の数

第九十一条の百二十七第一項	（略）
法第二十三条の二十五第一項	法第二十三条の三十七第一項
同条第九項	同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
（略）	（略）
法第二十三条の三十一第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（店舗販売業の許可の申請）

第九十二条　法第二十六条第二項の申請書は、別記様式第三十四号（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、別記様式第三十五号）によるものとする。

2～4　（略）

5　法第二十六条第三項第六号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類（動物用医薬品特例店舗販売業の許可に係るものにあっては、第一号に掲げる書類）とする。

一　（略）

二　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからへまでのいずれかに該当することの有無を明らかにする書類

三　申請者が自らその店舗販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証の写し又は第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者（法第四条第五項第一号に規定する登録販売者をいう。以下同じ。）であることを証する書類、店舗管理者（法第二十八条第二項に規定する店舗管理者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証の写し又はその者が第百二条第二号イ若しくはロに該当する登録販売者であることを証する書類及び申請者とその者との関係を証する書類

四　（略）

6　（略）

（配置販売業の許可の申請）

第九十三条　配置販売業の許可を受けようとする者は、別記様式第三十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）